35　核燃料物質の分析に用いられる質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が２未満のイオンを区別することができるもののうち、次の⑴から⑹までのいずれかに該当するもの（⑺に該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源
⑴　誘導結合プラズマを用いたもの
⑵　グロー放電を用いたもの
⑶　熱電離を用いたもの
⑷　分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、イオン化室が六フッ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
⑸　分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであって、次のいずれかに該当するもの
ア　零下80度以下の温度となることができるコールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの
イ　イオン化室が六フッ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
⑹　アクチニド又はそのフッ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの
⑺　磁石又は四重極を用いたものであって、次のアからオまでの全てに該当するもの
ア　原子質量単位で表した質量が320を超えるイオンを測定することができるもの
イ　イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの
ウ　分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの
エ　同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの
オ　六フッ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの

36　六フッ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金製のセンサーを用いた絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの
ア　フルスケールが13キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナス１パーセント未満のもの
イ　フルスケールが13キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス130パスカル未満のもの
⑵　ベローズ弁であって、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金（ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。）で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

37　ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次の⑴から⑷までの全てに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
⑴　磁束密度が２テスラを超えるもの
⑵　コイルの長さを内径で除した値が２を超えるもの
⑶　コイルの内径が300ミリメートルを超えるもの
⑷　コイルの軸の中心部分を中心として内径の35パーセントを半径とする円であって、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が１パーセント未満のもの

38　ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプであって、吸気口の内径が38センチメートル以上のもののうち、排気速度が１秒当たり15,000リットル以上で、かつ、到達圧力が13.3ミリパスカル未満のもの（７に該当するものを除く。）

39　直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　出力電流が500アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電圧が100ボルト以上の状態で連続８時間を超えて使用することができるもの
⑵　出力電圧が20,000ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電流が１アンペア以上の状態で連続８時間を超えて使用することができるもの

40　電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置であって、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）
⑴　電子の運動エネルギーのせん頭値が0.5メガ電子ボルト以上25メガ電子ボルト未満であって、次のいずれかに該当するもの
ア　ビームのパルスの持続時間が１マイクロ秒以下であって、1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値が0.25以上のもの
イ　ビームのパルスの持続時間が１マイクロ秒を超えるものであって、1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した１マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値が0.25以上のもの
⑵　電子の運動エネルギーのせん頭値が25メガ電子ボルト以上であって、せん頭出力が50メガワットを超えるもの

41　発射体の速度の最大値を１秒につき２キロメートル以上にすることができる衝撃試験機

42　機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであって、回転反射鏡を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品
ア　ストリークカメラであって、撮影速度が１マイクロ秒につき0.5ミリメートルを超えるもの
イ　フレーミングカメラであって、撮影速度が１秒につき225,000こまを超えるもの
⑵　電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　ストリークカメラ又はストリーク管であって、時間分解能が50ナノ秒以下のもの
イ　フレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
ウ　イに該当するフレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（エに該当するものを除く。）であって、シャッター速度が50ナノ秒未満のもの
エ　イに該当するフレーミングカメラに用いることができる電子管又は電気制動シャッターであって、次のいずれかに該当するもの
㈠　イメージ増強管であって、導電材料で被覆した光電陰極を有するもの
㈡　ＳＩＴ管であって、シャッターの機能を有するもの
㈢　カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッター

43　流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　流体の速度を測定するための干渉計であって、次のア及びイに該当するもの
ア　１秒につき１キロメートルを超える速度を測定することができるもの
イ　10マイクロ秒未満の間隔で速度を測定することができるもの
⑵　流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であって、10ギガパスカルを超える圧力を測定することができるもの

44　核兵器の起爆又はその試験に用いられる物資であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　３個以上の電極を有する冷陰極管であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　せん頭陽極電圧が2,500ボルト以上のもの
イ　せん頭陽極電流が100アンペア以上のもの
ウ　陽極遅延時間が10マイクロ秒以下のもの